

縄文遺跡群保存活用推進行動計画について

1 作業部会における検討の経過について

(1) 作業部会の設置

『(仮称)北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画 第2期(2024～2028年)』(以下、「次期計画」という。)の策定に向けて、整理・検討作業を行うため、設置要綱第5条第2項に規定する臨時部会として、「保存活用推進行動計画策定作業部会」(以下、「作業部会」という。)を設置した。

(2) 作業部会の経過

◎第1回作業部会

日時：令和5年6月7日(水) 13時30分～15時30分

議題：

- (1) 保存活用推進行動計画策定作業部会の役割について
- (2) 第2回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会における意見について
- (3) 次期計画の基本的な考え方について
- (4) 縄文遺跡群を取り巻く現状と課題について

◎第2回作業部会

日時：令和5年7月6日(木) 13時00分～15時00分

議題：

- (1) 次期計画の基本方針及び施策の体系について
- (2) 個別の取組事項の整理・検討について
- (3) 次期計画素案(第1章～第3章)について

◎第3回作業部会

日時：令和5年8月23日(水) 10時00分～12時00分

議題：

- (1) 第3回専門家委員会の意見について
- (2) 次期計画原案について

◎第4回作業部会

日時：令和5年11月13日(月) 10時00分～11時30分

議題：

- (1) 次期行動計画の策定について

2 次期行動計画の策定期の見直しについて

作業部会では、縄文遺跡群の現状や課題、目指すべき将来像、今後の取組の方向性、具体的な事業等について御意見をいただき、行動計画案の整理・検討作業を進めてきた。中でも、価値伝達、人材育成、来訪者管理、地域連携については、縄文遺跡群の価値を次世代に継承していく上で、必要不可欠かつ喫緊に取り組むべき課題であるという共通認識が得られた。

その一方で、委員から指摘いただいた意見等については、行動計画の策定根拠及び各種事業の実施根拠となる現行の包括的保存管理計画には十分に記載されていない現状があり、本来行動計画ではなく、その元となる包括的保存管理計画に明確に位置付ける必要があるものも顕在化してきている。また、4道県共同で行っている本部事業や各自治体が主体的に実施している保存・活用の取組についても、現行の包括的保存管理計画との整合性が十分でないものもある。

そのため、現行の行動計画を1～2年程度延長し、作業部会での意見等を踏まえて、包括的保存管理計画の改訂を優先し、その策定後に次期行動計画を策定することしたい。

3 作業部会の取扱いについて

包括的保存管理計画の改訂に向けて、協議会を中心に整理・検討を行う。

別表 1 現行計画と改訂案の目次対比

| 包括的保存管理計画（現行） | 包括的保存管理計画（改訂案） |
|---|---|
| <p>第1章 目的と経緯</p> <p>1 目的</p> <p>2 計画策定の経緯</p> <p>3 計画の位置付け</p> <p>4 計画の構成</p> | <p>第1章 目的と経緯</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画策定・改訂の経緯</p> <p>第3節 計画の位置付け</p> <p>第4節 計画の構成</p> <p>第5節 計画の実施と見直し ※現行計画第11章1(1)・2</p> |
| <p>第2章 資産の価値</p> <p>1 資産の顕著な普遍的価値</p> <p>2 勧告への対応</p> <p>3 構成資産</p> | <p>第2章 資産の価値</p> <p>第1節 顕著な普遍的価値</p> <p>第2節 勧告への対応</p> <p>第3節 構成資産</p> |
| <p>第3章 資産の現状</p> <p>1 資産及び緩衝地帯に共通する現状と課題</p> <p>(1) 開発圧力</p> <p>(2) 環境変化</p> <p>(3) 自然災害</p> <p>(4) 来訪者圧力</p> <p>(5) 地域社会</p> <p>2 各構成資産の状況</p> | <p>第3章 構成資産及び周辺環境の現状と課題</p> <p>第1節 資産及び周辺環境に共通する現状と課題</p> <p>(1) 保存管理</p> <p>(2) 開発圧力</p> <p>(3) 環境変化</p> <p>(4) 自然災害</p> <p>(5) 来訪者管理</p> <p>(6) 地域社会</p> |
| <p>第4章 基本方針</p> <p>1 包括的保存管理計画の基本的な考え方</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 資産の適切な保存・管理</p> <p>(2) 緩衝地帯の保全</p> <p>(3) 公開・活用の推進</p> <p>(4) 体制整備と運営</p> <p>(5) 経過観察の実施</p> | <p>第2節 構成資産及び周辺環境の現状</p> <p>第4章 基本方針</p> <p>1 資産の適切な保存・管理</p> <p>2 緩衝地帯及び周辺環境の保全</p> <p>3 公開・活用の推進</p> <p>4 地域社会との連携・協働</p> |

| 包括的保存管理計画（現行） | | 包括的保存管理計画（改訂案） | |
|--|---|----------------|--|
| (6) 地域社会との連携・協働 | | | |
| <p>第5章 資産の保存・管理</p> <p>1 資産共通の保存・管理の方針</p> <p>2 資産の保存・管理の方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>(2) 各構成資産</p> <p>3 学術調査研究の継続</p> <p>(1) 資産の調査研究</p> <p>(2) 調査研究体制の充実</p> <p>(3) 構成資産に関連する文化財の調査研究</p> <p>4 縄文世界遺産センター（仮称）の整備</p> | <p>第5章 資産の保存・管理</p> <p>第1節 資産の保存・管理の方針</p> <p>第2節 資産の保存・管理の方法</p> <p>(1) 保存管理体制</p> <p>(2) 保存・管理・公開方法</p> <p>(3) 温暖化・自然災害・野生獣対策</p> <p>(4) 保存・活用の担い手・能力開発</p> <p>(5) 財源確保</p> <p>第2節 構成資産の保存・管理の方針と方法</p> <p>第3節 学術調査研究の継続</p> <p>(1) 資産の調査研究</p> <p>(2) 調査研究体制の充実</p> <p>(3) 構成資産に関連する文化財の調査研究</p> <p>第4節 縄文世界遺産センター（仮称）の整備の基本的な考え方</p> | | |
| <p>第6章 緩衝地帯の保全</p> <p>1 緩衝地帯の保全の方向性</p> <p>(1) 緩衝地帯設定の考え方</p> <p>(2) 保全の方法</p> <p>2 緩衝地帯の設定方針</p> <p>3 保全の方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>(2) 各構成資産</p> <p>4 周辺住民の生活との調和</p> | <p>第6章 緩衝地帯及び周辺環境の保全</p> <p>第1節 緩衝地帯及び周辺環境の保全の方針</p> <p>(1) 緩衝地帯</p> <p>(2) 周辺環境</p> <p>第2節 緩衝地帯の設定方針</p> <p>第3節 緩衝地帯及び周辺環境の保全方法</p> <p>(1) 法令・制度等による保全</p> <p>(2) 景観・眺望の保全</p> <p>(3) 修景・景観整備</p> <p>(4) 周辺住民の生活との調和</p> <p>第4節 各構成資産の緩衝地帯及び周辺環境の保全方法</p> | | |
| <p>第7章 遺産影響評価の実施</p> <p>第1節 遺産影響評価の基本的な考え方</p> <p>第2節 遺産影響評価の手順</p> | <p>第7章 遺産影響評価の実施</p> <p>第1節 遺産影響評価の基本方針</p> <p>第2節 遺産影響評価の手順</p> | | |

| 包括的保存管理計画（現行） | 包括的保存管理計画（改訂案） |
|--|--|
| <p>第3節 遺産影響評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遺産影響評価の方法 (2) 遺産影響評価の対象事業 (3) 詳細分析の要否 (4) 詳細分析の実施 (5) 詳細分析結果に基づいた評価 (6) 遺産影響評価報告書の作成 | <p>第3節 遺産影響評価の方法 ※詳細はH I A 指針で定める</p> |
| <p>第8章 公開・活用の推進</p> <p>1 資産共通の方針</p> <p>2 具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 構成資産の一体性や特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信 (2) 国内外からの来訪者受入体制の整備 (3) 地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進 <p>3 来訪者管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 来訪者管理の望ましい姿（目標） (2) 来訪者管理対策 (3) 来訪者管理の方向性 <p>4 地下遺構の公開及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共通方針 (2) 遺構の露出展示の共通方針 (3) 立体表示の共通方針 (4) 植生環境整備の共通方針 (5) デジタル技術を用いた遺跡空間表現の展示の共通方針 | <p>第8章 公開・活用の推進</p> <p>第1節 公開・活用の方針</p> <p>第2節 公開・活用の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 価値の伝達と情報発信 (2) 受入態勢・受入環境の整備・充実 (3) 地域社会との連携・協働 <p>第3節 地下遺構の公開及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共通方針 (2) 遺構の露出展示の共通方針 (3) 立体表示の共通方針 (4) 植生環境整備の共通方針 (5) デジタル技術を用いた遺跡空間表現の展示の共通方針 <p>第4節 来訪者管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 来訪者管理の望ましい姿 (2) 来訪者管理対策 (3) 来訪者管理の方向性 |

| | |
|---|---|
| <p>第9章 体制の整備と運営</p> <p>1 資産共通の方針</p> <p>2 方法</p> <p>(1) 関係行政機関の連携</p> <p>(2) 地域住民との連携・協働</p> <p>(3) 持続的な管理・運営のための定期的確認</p> | <p>第9章 体制の整備と運営</p> <p>第1節 包括的保存管理の方針</p> <p>第2節 包括的保存管理の方法</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>(2) 人材育成・能力開発</p> <p>(3) 財源確保</p> <p>第2節 地域コミュニティの参画</p> |
| <p>第10章 経過観察の実施</p> <p>1 資産共通の方針</p> <p>2 資産の経過観察のための行政上の体制</p> | <p>第10章 経過観察</p> <p>第1節 経過観察の方針</p> <p>第2節 経過観察のための行政上の体制</p> |
| <p>第11章 包括的保存管理計画の実施</p> <p>1 包括的保存管理計画の実施プロセス</p> <p>(1) 施策の立案・実施</p> <p>(2) 行動計画の策定</p> <p>2 包括的保存管理計画の見直し</p> <p>資料1 イコモス勧告</p> <p>資料2 世界遺産委員会決議</p> <p>分冊1 各構成資産の緩衝地帯設定基準</p> <p>分冊2 各構成資産の法規制図</p> <p>分冊3 各構成資産の視点場位置図</p> <p>分冊4 各構成資産における来訪者施設及び公開活用施設位置図</p> | <p>第11章 行動計画</p> <p>第1節 行動計画の策定</p> <p>第2節 行動計画の実施と評価・見直し</p> <p>分冊1 各構成資産の緩衝地帯設定基準</p> <p>分冊2 各構成資産の法規制図</p> <p>分冊3 各構成資産の視点場位置図</p> <p>分冊4 各構成資産における来訪者施設及び公開活用施設位置図</p> <p>分冊5 イコモス勧告</p> <p>分冊6 世界遺産委員会決議</p> <p>分冊7 北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針</p> |